

# 令和3年度 <sup>みぶ</sup>壬生町償却資産（固定資産税）申告の手引き

日頃より町税行政につきまして、多大なるご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用資産）についても課税の対象になります。

**毎年1月1日現在**、壬生町内に償却資産を所有している方は地方税法第383条の規定により申告が必要ですので、下記のとおり申告くださいますようお願いいたします。

## 1 提出期限 ○令和3年2月1日（月）

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべくお早めの提出にご協力をお願いいたします。  
(郵送による申告も受け付けております。)

## 2 提出書類

複写式になっていますので、必要な用紙だけ提出してください。

### (1) 償却資産申告書【提出用のみ】

※郵送で申告される方で、申告書の控用に受付印が必要な方は控用も一緒にお送りください。

その際、返信用封筒に必ず切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

### (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）【1・2枚目を提出】

※3枚目は控用になります。

### (3) 種類別明細書（減少資産用）【1・2枚目を提出】

※3枚目は控用になります。

## 3 その他

- ・申告書等はコンピューターへ入力処理いたしますので、丁寧に記載してください。
- ・廃業・解散等で資産を所有していない方、前年中より資産の増減がない方であっても申告は必要になりますので、必ず提出をお願いいたします。
- ・申告書及び種類別明細書（増加・減少資産用）は壬生町公式WEBサイトからもダウンロードできます。詳しくはこちら：<http://www.town.mibu.tochigi.jp/>  
トップページ>くらし>税金>償却資産（固定資産税）の申告について

壬生町マスコットキャラクター  
「みぶまる」



提出・問い合わせ先

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

壬生町総務部税務課資産税係

TEL：0282-81-1818

壬生町では電子申告（eLTAX:エルタックス）でも受け付けています。詳しくは、「eLTAX 地方税ポータルシステム」のホームページをご覧ください。<http://www.eltax.jp/>  
ヘルプデスクの電話番号：0570-081459（土日祝日、年末年始を除く平日9時～17時）  
（上記の電話番号でつながらない場合：03-5500-7010）

## 1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店等を経営している方が所有する、事業の用に供している構築物、機械、器具・備品などであって、法人税法又は所得税法において損金又は経費に算入される減価償却の対象となる資産となります。

### 【償却資産の具体例】

1	構築物	受変電設備、屋外電気設備、広告塔、看板、フェンス、門・塀・植栽などの外構工事、舗装路面、カーポート、自転車置き場、屋外のガス・給排水設備 など
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、旋盤、冷凍装置 など
3	船舶	モーターボート など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター など
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、工業用ベルトコンベア など
6	工具器具及び備品	パソコン、ルームエアコン、パーテーション（つい立）、陳列ケース、応接セット、レジスター、POS端末、机・椅子（店舗・事務・応接用）、自動販売機 など

### (1) 申告に当たっての留意事項

- ・令和2年度以前に取得した資産であっても申告の対象となります。申告漏れが判明した場合は速やかに申告してください。
- ・償却済み資産（耐用年数が経過し備忘価額1円の資産など）であっても、固定資産税では取得価額の5%が資産価値として残りますので申告が必要になります。
- ・遊休資産（一時的に活動を停止し、遊休状態にある資産）、未稼働資産（工場等を新設・完成したものの、まだ稼働していない資産）であっても、事業の用に供しうる状態であれば申告が必要になります。
- ・建設仮勘定として経理されている資産で、その一部が1月1日までに完成し事業の用に供している場合は申告が必要になります。
- ・全国規模で展開している会社で、各地に工場や支店がある場合は、各工場あるいは各支店が所在する市町村ごとに別々に申告することとなりますので、申告する自治体を誤らないように注意してください。

### (2) 申告の対象とならない資産

- ・無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権など）
- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産 ※大型特殊自動車は申告が必要です。
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入したもの（少額償却資産）
- ・取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

## 2 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び本法附則第15条各項に該当する資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する資産がある場合は、申告書の備考欄に適用条項を記載し、「償却資産に係る課税標準の特例／非課税申請書」及びそれを証明する書面等を併せて提出してください。

申請書は壬生町公式WEBサイトに掲載しています

→トップページ>くらし>税金>償却資産（固定資産税）の申告について

### 3 税額の求め方

(ア) 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

(イ) 前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※取得価額の5%より小さい場合は、取得価額の5%が評価額となります。

償却資産は原則として評価額が課税標準額となり、これに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

【計算例】取得価格 10,000,000 円、耐用年数 10 年（減価率：0.206）の資産を取得した場合

(ア) 翌年度の評価額

$$10,000,000 \times (1 - 0.206 \times 1/2) = 8,970,000 \text{ 円}$$

(イ) 翌々年度の評価額

$$8,970,000 \times (1 - 0.206) = 7,122,180 \text{ 円}$$

### 4 国税の取扱いとの相違点

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法 （法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同じ）	定率法・定額法の選択制 （定率法を選択した場合、取得時期により減価償却の方法が違う）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額	取得価額の 5/100	備忘価額（1 円）
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価、一部合算も可

### 5 その他

・正当な理由なくして申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条・386 条及び町税条例第 75 条の規定により罰則等がありますので申し添えます。

・所有する償却資産の確認のため、固定資産台帳や減価償却資産明細書、直近の所得税申告書若しくは法人税申告書等の帳簿確認調査をお願いする場合がありますので、調査の際にはご協力をお願いいたします。